

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

	担当課	保健福祉課	検索番号	6-7
法令名	生活保護法	根拠条項	55-1	
許認可等	助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の指定			
(根拠規定) 生活保護法第55条第1項 都道府県知事は、助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師について、この法律による出産扶助のための助産又はこの法律による医療扶助のための施術を担当させる機関を指定する。				
(許認可等の基準) 医療機関の指定については、次の基準により行う。 ・生活保護法による医療扶助運営要領について (昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知) 第4 医療扶助指定機関				